

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のしおり（産業廃棄物 排出事業者向け）〔本文〕

ページ	列	大阪府掲載版	大阪市読み替え
17	26	※大阪府独自項目	※大阪市独自項目
17	29	※マニフェスト交付等状況報告書に関する概要、様式、記入例については、大阪府のホームページに掲載しています。 建設業以外の業種 (URL:http://www.pref.osaka.lg.jp/iigyoshoshido/report/plan-delivery.html) 建設業 (URL:http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/sanpai/kennmani.html) 	○提出方法：電子メール（manihoukoku@city.osaka.lg.jp）、窓口への持参、郵送 ※マニフェスト交付等状況報告書に関する概要、様式、記入例については、大阪市のホームページに掲載しています。 https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000019635.html
22	36	発生場所以外で保管する場合、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき	発生場所以外で保管する場合、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例に基づき
36	35	大阪府のホームページに掲載しています。 建設業以外の業種 (URL:http://www.pref.osaka.lg.jp/iigyoshoshido/report/plan-delivery.html) 建設業 (URL:http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/sanpai/kennmani.html) 	大阪市ホームページに掲載しています。 産業廃棄物多量排出事業者制度について (URL:https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000455890.html)
37	36	なお、大阪府への処理計画書の提出及び実施状況の報告に当たっては、電子申請による報告にご協力ください。電子申請の手続きについては府ホームページをご覧ください。 (URL:http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=3618) 	なお、大阪市への処理計画書の提出及び実施状況の報告に当たっては、電子メールでの提出とさせていただきます。 【報告先】 建設業者の場合：kensetutaryou@city.osaka.lg.jp 建設業者以外の場合：taryouhoukoku@city.osaka.lg.jp